

令和6年2月

萩・長門清掃一部事務組合議会定例会

議 案

議 案 目 次

議案番号	件 名
1	令和5年度菽・長門清掃一部事務組合一般会計補正予算（第1号）・・・1
2	令和6年度菽・長門清掃一部事務組合一般会計予算・・・7
3	菽・長門清掃一部事務組合一般職の職員の給与に関する条例・・・9
4	菽・長門清掃一部事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例・・・11
5	菽・長門清掃一部事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する 条例の一部を改正する条例・・・13
6	菽・長門清掃一部事務組合報酬及び費用弁償条例の一部を改正する 条例・・・15
7	菽・長門清掃一部事務組合公平委員会設置条例を廃止する条例・・・17
8	菽・長門清掃一部事務組合行政不服審査法施行条例を廃止する条例・・・19
9	山口県市町総合事務組合への加入について・・・21

議案第 1 号

令和 5 年度萩・長門清掃一部事務組合一般会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度萩・長門清掃一部事務組合の一般会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 10, 423 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 473, 277 千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の補正は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 6 年 2 月 2 日提出

萩・長門清掃一部事務組合
管理者 田 中 文 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1. 分担金及び負担金		290,881	△ 28,111	262,770
	1. 分担金	290,881	△ 28,111	262,770
2. 使用料及び手数料		159,385	6,000	165,385
	1. 手数料	159,385	6,000	165,385
4. 繰越金		1	14,916	14,917
	1. 繰越金	1	14,916	14,917
5. 諸収入		33,403	△ 3,228	30,175
	2. 受託事業収入	33,401	△ 3,228	30,173
歳入	合計	483,700	△ 10,423	473,277

(単位：千円)

歳出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
2. 総務費		24,542	1,190	25,732
	1. 総務管理費	24,461	1,190	25,651
3. 衛生費		457,837	△ 11,613	446,224
	1. 清掃費	457,837	△ 11,613	446,224
歳出	合計	483,700	△ 10,423	473,277

第2表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度	額	
			上段 下段	補正後 補正前
パソコンシステム整備事業	令和6年度～ 令和10年度	2,700	—	千円
電話システム改修事業	令和6年度	176	—	
庁用器具整備事業	令和6年度	600	—	
小原地区飲料水供給施設維持管理・水質検査業務委託 事業	令和6年度 令和6年度	1,192 960		
合 計			23,892 20,184	

議案第 2 号

令和 6 年度萩・長門清掃一部事務組合一般会計予算

令和 6 年度萩・長門清掃一部事務組合一般会計予算を別冊のとおり定めることについて、組合議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 2 日提出

萩・長門清掃一部事務組合

管理者 田 中 文 夫

議案第3号

萩・長門清掃一部事務組合一般職の職員の給与に関する条例

令和6年2月2日提出

萩・長門清掃一部事務組合

管理者 田 中 文 夫

萩・長門清掃一部事務組合一般職の職員の給与に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第3条第2項に規定する一般職に属する職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項について定めるものとする。

(給与)

第2条 職員の給与については、萩市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年萩市条例第52号）の例による。

2 前項の規定にかかわらず、萩・長門清掃一部事務組合同規約（平成22年指令平21市町第3531号）第2条の市から組合に派遣された職員は、当該職員を派遣した市の定める給与に関する条例（当該条例の規定に基づき定められた規則及び規程を含む。）によるものとする。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第4号

萩・長門清掃一部事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例

令和6年2月2日提出

萩・長門清掃一部事務組合

管理者 田 中 文 夫

萩・長門清掃一部事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与、旅費及び費用弁償について定めるものとする。

(準用)

第2条 会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償については、萩市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年萩市条例第7号）の例による。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 号

萩・長門清掃一部事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

令和 6 年 2 月 2 日提出

萩・長門清掃一部事務組合

管理者 田 中 文 夫

萩・長門清掃一部事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

萩・長門清掃一部事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 22 年萩・長門清掃一部事務組合条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「占める職員」の次に「及び法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 号

萩・長門清掃一部事務組合報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例
令和 6 年 2 月 2 日提出

萩・長門清掃一部事務組合
管理者 田 中 文 夫

萩・長門清掃一部事務組合報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

萩・長門清掃一部事務組合報酬及び費用弁償条例（平成 22 年萩・長門清掃一部事務組合条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 203 条の 2 第 4 項」を「第 203 条の 2 第 5 項」に、「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員及び第 22 条の 4 第 1 項」に改める。

別表公平委員会の委員の部を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 7 号

萩・長門清掃一部事務組合公平委員会設置条例を廃止する条例

令和 6 年 2 月 2 日提出

萩・長門清掃一部事務組合

管理者 田 中 文 夫

萩・長門清掃一部事務組合公平委員会設置条例を廃止する条例

萩・長門清掃一部事務組合公平委員会設置条例（平成 22 年萩・長門清掃一部事務組合条例第 4 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（萩・長門清掃一部事務組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正）

2 萩・長門清掃一部事務組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和 3 年萩・長門清掃一部事務組合条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とする。

議案第 8 号

萩・長門清掃一部事務組合行政不服審査法施行条例を廃止する条例

令和 6 年 2 月 2 日提出

萩・長門清掃一部事務組合

管理者 田 中 文 夫

萩・長門清掃一部事務組合行政不服審査法施行条例を廃止する条例

萩・長門清掃一部事務組合行政不服審査法施行条例（平成 2 8 年萩・長門清掃一部事務組合条例第 1 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 9 号

山口県市町総合事務組合への加入について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 290 条の規定により、令和 6 年 4 月 1 日から、別紙規約のとおり山口県市町総合事務組合に加入することについて、組合議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 2 日提出

萩・長門清掃一部事務組合

管理者 田 中 文 夫

山口県市町総合事務組合格約

(平成 18 年 10 月 1 日指令平 18 市町第 815 号)

改正 平成 19 年 2 月 1 日指令平 18 市町第 1248 号
平成 19 年 3 月 30 日指令平 18 市町第 1531 号
平成 20 年 3 月 17 日指令平 19 市町第 1567 号
平成 20 年 3 月 21 日指令平 19 市町第 1606 号
平成 20 年 3 月 21 日指令平 19 市町第 1610 号
平成 21 年 3 月 31 日指令平 20 市町第 1563 号
平成 22 年 1 月 14 日指令平 21 市町第 3297 号
平成 22 年 3 月 31 日指令平 21 市町第 3563 号
平成 22 年 11 月 2 日指令平 22 市町第 646 号
平成 23 年 1 月 27 日指令平 22 市町第 893 号
平成 23 年 3 月 31 日指令平 22 市町第 1101 号
平成 24 年 2 月 1 日指令平 23 市町第 855 号
平成 24 年 3 月 30 日指令平 23 市町第 1040 号
平成 25 年 3 月 29 日指令平 24 市町第 989 号
平成 26 年 1 月 20 日指令平 25 市町第 789 号
平成 26 年 4 月 1 日指令平 26 市町第 24 号
平成 27 年 3 月 31 日指令平 26 市町第 1186 号
平成 28 年 3 月 31 日指令平 27 市町第 1182 号
平成 29 年 3 月 29 日指令平 28 市町第 1178 号
平成 31 年 3 月 29 日指令平 30 市町第 1031 号
令和 2 年 3 月 31 日指令平 31 市町第 1030 号
令和 3 年 3 月 30 日指令令 2 市町第 1096 号
令和 4 年 3 月 30 日指令令 3 市町第 1148 号
令和 5 年 3 月 31 日指令令 4 市町第 1362 号
令和 年 月 日指令令 市町第 号

第 1 章 総 則

(組合の名称)

第 1 条 この組合は、山口県市町総合事務組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第 2 条 組合は、別表第 1 に掲げる地方公共団体（以下「組合市町等」という。）をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、次の各号に掲げる事務のうち、別表第2の右欄に掲げる組合市町等に係る同表左欄の事務を共同処理する。

- (1) 災害対策のために行う積立金に関する事務
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第2項の規定による常勤の職員及びその遺族に対する退職手当の支給に関する事務
- (3) 消防組織法（昭和22年法律第226号）第24条第1項の規定による非常勤消防団員、消防法（昭和23年法律第186号）第36条の3の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者、水防法（昭和24年法律第193号）第45条の規定による水防に従事した者及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する事務
- (4) 消防組織法第25条の規定による非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する事務
- (5) 消防職員及び非常勤消防団員に係る賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金の支給に関する事務
- (6) 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条及び第70条の規定による非常勤の職員に係る公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務
- (7) 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第2条に規定する公立学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償に関する事務
- (8) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第3項の規定による公平委員会の設置及び同法第8条第2項に規定する公平委員会の権限に関する事務
- (9) 住民の交通災害共済に関する事務
- (10) 山口県自治会館の設置及び管理運営に関する事務
- (11) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の規定による機関の設置及び当該機関の権限に関する事務

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、山口市大手町9番11号に置く。

第2章 組合の議会

(組合の議会の組織及び議員の選挙の方法)

第5条 組合の議会の議員（以下「議員」という。）の定数は10人とし、次の各号に定めるところによる。

- (1) 市町の長のうちから互選した者 8人
 - (2) 市町の議会の議長のうちから互選した者 2人
- 2 議員に欠員が生じたときは、速やかにこれを補充しなければならない。

(議員の任期等)

第6条 議員の任期は、2年とする。ただし、補欠議員の任期は、前任者の残任期間とす

る。

2 議員は、市町の長又は議会の議長でなくなったときは、その職を失う。

3 議員には、報酬を支給しない。

(特別議決)

第7条 組合の議会の議決すべき事件のうち、組合市町等の一部に係るものについては、当該事件に関係する市町から選出されている議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数でこれを決する。

第3章 組合の執行機関

(組合の執行機関の組織及び選任の方法)

第8条 組合に管理者、副管理者及び会計管理者各1人を置く。

2 管理者及び副管理者は、市町の長が、議員以外の市町の長のうちから互選する。

3 会計管理者は、第12条第2項に規定する職員のうちから管理者が任命する。

(管理者及び副管理者の任期等)

第9条 管理者及び副管理者の任期は、2年とする。

2 管理者及び副管理者は、市町の長の職を失ったときは、その職を失う。

3 管理者に事故があるとき又は管理者が欠けたときは、副管理者がその職務を代理する。

4 管理者及び副管理者にともに事故があるときは、管理者があらかじめ指定する者がその職務を代理する。

5 管理者及び副管理者には、給料を支給しない。

(監査委員)

第10条 組合に監査委員3人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、識見を有する者のうちから2人、議員のうちから1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては2年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(公平委員会)

第11条 組合に、第3条第8号に規定する事務を行うため、山口県市町公平委員会（以下「公平委員会」という。）を置く。

2 公平委員会の委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、選任する。

3 管理者は、前項の規定により選任された委員の氏名及び経歴等を関係組合市町等の長に通知しなければならない。

(行政不服審査会)

第11条の2 組合に、第3条第11号に規定する事務を行うため、山口県市町行政不服審

- 査会（以下「行政不服審査会」という。）を置く。
- 2 行政不服審査会は、3人の委員をもって組織する。
 - 3 行政不服審査会の委員は、管理者が組合の議会の同意を得て選任する。
 - 4 行政不服審査会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 管理者は、第3項の規定により選任された委員の氏名及び経歴等を関係組合市町等の長に通知しなければならない。
 - 6 行政不服審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
 - 7 会長は、会務を総理し、行政不服審査会を代表する。
 - 8 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
 - 9 行政不服審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員の選任後最初に開かれる会議は、管理者が招集する。
 - 10 会議の議長は、会長をもって充てる。
 - 11 会議は、3人の委員が出席しなければ、開くことができない。ただし、会議を開かなければ審査関係人（行政不服審査法第74条に規定する審査関係人をいう。）の利益の保護に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、2人の委員が出席すれば会議を開くことができる。
 - 12 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 13 行政不服審査会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
 - 14 専門委員は、学識経験のある者のうちから、管理者が任命する。
 - 15 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
 - 16 委員又は専門委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。
 - 17 委員及び専門委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
 - 18 行政不服審査会の行う審査請求に係る調査及び審議の手続は、公開しない。
 - 19 前各項に定めるもののほか、行政不服審査会の運営について必要な事項は、会長が行政不服審査会に諮って定める。

（事務局の設置及び職員）

第12条 組合に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長その他の職員を置く。
- 3 前項の職員は、管理者が任免し、その定数は、別に条例で定める。

第4章 組合の経費の支弁の方法

（組合の経費の支弁の方法）

第13条 組合の経費は、次の各号に掲げる収入をもって充てる。

- （1）組合市町等の負担金

(2) 組合の財産から生ずる収入

(3) その他の収入

2 前項の負担金の額及びその納付方法については、別に条例で定める。

第5章 雑 則

(還付金等)

第14条 組合市町等が組合から脱退しようとする場合の還付金等の取扱いについては、別に条例で定める。

(その他)

第15条 この規約の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成18年10月1日から施行する。

(事務の承継)

2 組合は、平成18年9月30日をもって解散する山口県市町村災害基金組合、山口県市町村職員退職手当組合、山口県市町村消防団員補償等組合、山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合及び山口県自治会館管理組合の一切の事務並びに同日をもって廃止する山口県市町村公平委員会及び市町村交通災害共済再共済事業に属する一切の事務を承継する。

(経過措置)

3 この規約の施行の日の前日に在職する山口県市町村災害基金組合の組合長は、この規約に基づく管理者が選出されるまでの間、その職務を行う。

4 この規約の施行の日の前日に在職する山口県市町村公平委員会の委員は、規約第11条の規定により設置された公平委員会の委員とみなし、その任期は山口県市町村公平委員会規約による選任の日からこれを起算する。

附 則 (平成19年2月1日指令平18市町第1248号)

この規約は、平成19年2月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日指令平18市町第1531号)

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月17日指令平19市町第1567号)

この規約は、平成20年3月21日から施行する。

附 則 (平成20年3月21日指令平19市町第1606号)

この規約は、平成20年3月21日から施行する。

附 則 (平成20年3月21日指令平19市町第1610号)

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日指令平 20 市町第 1563 号）
この規約は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 1 月 14 日指令平 21 市町第 3297 号）
この規約は、平成 22 年 1 月 16 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日指令平 21 市町第 3563 号）
この規約は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 11 月 2 日指令平 22 市町第 646 号）
この規約は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 1 月 27 日指令平 22 市町第 893 号）
この規約は、山口県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日指令平 22 市町第 1101 号）
この規約は、山口県知事の許可のあった日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 24 年 2 月 1 日指令平 23 市町第 855 号）
この規約は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日指令平 23 市町第 1040 号）
この規約は、山口県知事の許可のあった日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日指令平 24 市町第 989 号）
この規約は、山口県知事の許可のあった日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 26 年 1 月 20 日指令平 25 市町第 789 号）
この規約は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日指令平 26 市町第 24 号）
この規約は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日指令平 26 市町第 1186 号）
この規約は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日指令平 27 市町第 1182 号）
この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 29 日指令平 28 市町第 1178 号）

この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日指令平 30 市町第 1031 号）
この規約は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日指令平 31 市町第 1030 号）
（施行期日）

- 1 この規約は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の山口県市町総合事務組規約別表第 3 の規定は、この規約の施行の日以後に被災する非常勤の職員について適用し、同日前に被災した非常勤の職員については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 3 月 30 日指令令 2 市町第 1096 号）
この規約は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 30 日指令令 3 市町第 1148 号）
この規約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日指令令 4 市町第 1362 号）
この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 年 月 日指令令 市町第 号）
この規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 組合を組織する地方公共団体（第 2 条関係）

山口県内の全市町、周南地区福祉施設組合、玖珂地方老人福祉施設組合、周東環境衛生組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周南地区衛生施設組合、柳井地区広域消防組合、光地区消防組合、岩国地区消防組合、周南東部環境施設組合、柳井地域広域水道企業団、山口県市町総合事務組合、山口県後期高齢者医療広域連合、萩・長門清掃一部事務組合、宇部・山陽小野田消防組合

別表第 2 組合の共同処理する事務と地方公共団体（第 3 条関係）

共同処理する事務	共同処理する団体
1 第 3 条第 1 号に規定する事務	山口県内の全市町

2 第3条第2号に規定する事務	宇部市（交通局に限る。）、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、玖珂地方老人福祉施設組合、周東環境衛生組合、熊南総合事務組合、山口県市町総合事務組合
3 第3条第3号に規定する事務	長門市、柳井市、美祢市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町
4 第3条第4号に規定する事務	長門市、柳井市、美祢市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町
5 第3条第5号に規定する事務	長門市、柳井市、美祢市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、柳井地区広域消防組合
6 第3条第6号に規定する事務	宇部市（別表第3に規定する非常勤の職員に限る。）、山口市（別表第3に規定する非常勤の職員に限る。）、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市（別表第3に規定する非常勤の職員に限る。）、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、周南地区福祉施設組合、玖珂地方老人福祉施設組合、周東環境衛生組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周南地区衛生施設組合、柳井地区広域消防組合、光地区消防組合、岩国地区消防組合、周南東部環境施設組合、柳井地域広域水道企業団、山口県市町総合事務組合、山口県後期高齢者医療広域連合
7 第3条第7号に規定する事務	下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町
8 第3条第8号に規定する事務	宇部市、萩市、下松市、光市、長門市、柳井市、美祢市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、周南地区福祉施設組合、玖珂地方老人福祉施設組合、周東環境衛生組合、熊南総合事務組合、周南地区衛生施設組合、柳井地区広域消防組合、光地区消防組合、周南東部環境施設組合、山口県市町総合事務組合、山口県後期高齢者医療広域連合、萩・長門清掃一部事務組合、宇部・山陽小野田消防組合
9 第3条第9号に規定する事務	萩市、下松市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町
10 第3条第10号に規定する事務	山口県内の全市町

11 第3条第11号に規定する事務	山口県内の全市町、周南地区福祉施設組合、玖珂地方老人福祉施設組合、周東環境衛生組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周南地区衛生施設組合、柳井地区広域消防組合、光地区消防組合、岩国地区消防組合、周南東部環境施設組合、柳井地域広域水道企業団、山口県市町総合事務組合、萩・長門清掃一部事務組合、宇部・山陽小野田消防組合
-------------------	--

別表第3 第3条第6号に規定する事務の対象とする非常勤の職員（第3条関係）

団 体	対象とする非常勤の職員
宇部市	1 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員 2 宇部市嘱託職員取扱要綱の規定により任用された嘱託職員
山口市	地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員
山陽小野田市	地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員

令和5年度

一般会計補正予算説明書

(令和6年2月萩・長門清掃一部事務組合議会定例会)

一般会計補正予算（第1号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1. 分担金及び負担金	290,881	△ 28,111	262,770
2. 使用料及び手数料	159,385	6,000	165,385
4. 繰越金	1	14,916	14,917
5. 諸収入	33,403	△ 3,228	30,175
歳入合計	483,700	△ 10,423	473,277

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 総務費	24,542	1,190	25,732				1,190
3. 衛生費	457,837	△ 11,613	446,224				△11,613
歳出合計	483,700	△ 10,423	473,277				△10,423

2. 歳入

(款) 1. 分担金及び負担金 (項) 1. 分担金

(単位：千円)

目	補正前の予算額	補正予算額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 衛生費分担金	290,881	△28,111	262,770	1. 清掃費分担金	△28,111	萩市 △16,540 長門市 △11,571
計	290,881	△28,111	262,770			

(款) 2. 使用料及び手数料 (項) 1. 手数料

1. 衛生手数料	159,385	6,000	165,385	1. 清掃手数料	6,000	ごみ焼却手数料
計	159,385	6,000	165,385			

(款) 4. 繰越金 (項) 1. 繰越金

1. 繰越金	1	14,916	14,917	1. 前年度繰越金	14,916	
計	1	14,916	14,917			

(款) 5. 諸収入 (項) 2. 受託事業収入

1. 衛生受託事業収入	33,401	△3,228	30,173	1. 清掃受託事業収入	△3,228	阿武町可燃ごみ処理受託収入
計	33,401	△3,228	30,173			

3. 歳出

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の 予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	24,424	1,190	25,614				1,190	18. 負担金補助 及び交付金	1,190	負担金 派遣職員給与費負担金(3人)
計	24,461	1,190	25,651				1,190			

(款) 3. 衛生費 (項) 1. 清掃費

1. 清掃工場 運営費	457,837	△11,613	446,224				△11,613	12. 委託料	△11,613	萩・長門清掃工場はなもゆ 運営業務委託料(通常分)	△ 2,000
										萩・長門清掃工場はなもゆ 運営業務委託料(電力料金 補てん分)	△ 4,613
										焼却灰セメント原料化業務 委託料	△ 5,000
計	457,837	△11,613	446,224				△11,613				

補正予算による債務負担行為で翌年度以降にわたるもの
 についての当該年度以降の支出予定額等に関する調書

上段 補正後
 下段 補正前

事 項	債務負担行為 の 限 度 額	当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期 間	金 額	特 定 財 源	特 定 財 源	特 定 財 源	
	千円		千円	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	千円
パソコンシステム整備事業 (令和5年度)	2,700 —	6年度～ 10年度 —	2,700 —	千円	千円	千円	2,700 —
電話システム改修事業 (令和5年度)	176 —	6年度 —	176 —				176 —
庁用器具整備事業 (令和5年度)	600 —	6年度 —	600 —				600 —
小原地区飲料水供給施設維持管理・水質 検査業務委託事業 (令和5年度)	1,192 960	6年度 6年度	1,192 960				1,192 960
合 計	12,218,283 12,214,575		6,595,878 6,592,170			2,158,306 2,158,306	4,437,572 4,433,864

参 考 資 料

受 託 事 業 収 入 負 担 割 合 表

令和5年度 当初予算

団 体 名	人口割		ごみ量割 ※1		均等割(c)	負担割合 (a+b+c)
	R2. 国調人口	人口割 (a)	ごみ量	ごみ量割(b)		
萩・長門清掃一部 事務組合 (萩市・長門市)	人 77,145	0.409	t 24,916	0.413	0.075	0.897
阿 武 町	3,055	0.016	731	0.012	0.075	0.103
合 計	80,200	0.425	25,647	0.425	0.150	1.000



令和5年度 補正予算

団 体 名	人口割		ごみ量割 ※2		均等割(c)	負担割合 (a+b+c)
	R2. 国調人口	人口割 (a)	ごみ量	ごみ量割(b)		
萩・長門清掃一部 事務組合 (萩市・長門市)	人 77,145	0.409	t 24,824	0.413	0.075	0.897
阿 武 町	3,055	0.016	707	0.012	0.075	0.103
合 計	80,200	0.425	25,531	0.425	0.150	1.000

分 担 金 分 賦 割 合 表

令和5年度 当初予算

構 成 市 名	人口割		ごみ量割 ※1		均等割(c)	負担割合 (a+b+c)
	R2. 国調人口	人口割 (a)	ごみ量	ごみ量割(b)		
萩 市	人 44,626	0.231	t 13,695	0.220	0.100	0.551
長 門 市	32,519	0.169	11,221	0.180	0.100	0.449
合 計	77,145	0.400	24,916	0.400	0.200	1.000



令和5年度 補正予算

構 成 市 名	人口割		ごみ量割 ※2		均等割(c)	負担割合 (a+b+c)
	R2. 国調人口	人口割 (a)	ごみ量	ごみ量割(b)		
萩 市	人 44,626	0.231	t 13,431	0.216	0.100	0.547
長 門 市	32,519	0.169	11,393	0.184	0.100	0.453
合 計	77,145	0.400	24,824	0.400	0.200	1.000

※1 ごみ量は、関係市町の令和3年度(令和3年4月1日～令和4年3月31日)の搬入実績。

※2 ごみ量は、関係市町の令和4年度(令和4年4月1日～令和5年3月31日)の搬入実績。

網掛けは、確定ごみ量による変更部分。

分担金及び受託事業収入の算出表

歳入

(単位：千円)

款(項)	当初予算額	補正予算額	計
1. 分担金及び負担金	290,881	△ 28,111	262,770
2. 使用料及び手数料	159,385	6,000	165,385
3. 財産収入	30	0	30
4. 繰越金	1	14,916	14,917
5. 諸収入(預金利子)	1	0	1
5. 諸収入(受託事業収入)	33,401	△ 3,228	30,173
5. 諸収入(雑入)	1	0	1
歳入合計	483,700	△ 10,423	473,277

(補正予算分担金・阿武町事務受託金算出)

(単位：千円)

項目	金額	備考
補正後歳出合計	473,277	
補正後歳入合計	180,334	※分担金・阿武町事務受託金を除く。
使用料及び手数料	165,385	
雑入・利子・その他	14,949	財産運用収入30千円、繰越金14,917千円、 預金利子1千円、雑入1千円
必要額	292,943	※分担金・事務委託金算出基本額 ①

(単位：千円)

団体名	金額	備考
一部事務組合	262,770	①×89.7%(一部事務組合負担割合) ②
萩市	143,735	②×54.7%
長門市	119,035	②×45.3%
阿武町	30,173	①×10.3%(阿武町負担割合)
合計	292,943	=「必要額」 ①

(単位：千円)

歳出

(単位：千円)

款(項)	当初予算額	補正予算額	計
1. 議会費	296	0	296
2. 総務費(総務管理費)	24,461	1,190	25,651
2. 総務費(監査委員費)	81	0	81
3. 衛生費	457,837	△ 11,613	446,224
4. 公債費	25	0	25
5. 予備費	1,000	0	1,000
歳出合計	483,700	△ 10,423	473,277

団体名	補正前金額	補正後金額	補正金額
一部事務組合	290,881	262,770	▲ 28,111
萩市	160,275	143,735	▲ 16,540
長門市	130,606	119,035	▲ 11,571
阿武町	33,401	30,173	▲ 3,228
合計	324,282	292,943	▲ 31,339

令和6年度

一般会計予算書並びに予算説明書

萩・長門清掃一部事務組合

目 次

令和6年度萩・長門清掃一部事務組合一般会計予算	1
-------------------------	---

予 算 集 計 表

(単位：千円)

会 計 別	当 初 予 算 額	月 日 議 決				
一 般 会 計	5 1 0 , 8 0 0					
合 計	5 1 0 , 8 0 0					

令和6年度萩・長門清掃一部事務組合一般会計予算

令和6年度萩・長門清掃一部事務組合一般会計予算

令和6年度萩・長門清掃一部事務組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ510,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000千円と定める。

令和6年2月2日提出

萩・長門清掃一部事務組合
管理者 田 中 文 夫

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1. 分担金及び負担金		313,079
	1. 分担金	313,079
2. 使用料及び手数料		164,955
	1. 手数料	164,955
3. 財産収入		30
	1. 財産運用収入	30
4. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
5. 諸収入		32,735
	1. 預金利子	1
	2. 受託事業収入	32,733
	3. 雑入	1
歳入	合計	510,800

歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1. 議会費		1,649
	1. 議会費	1,649
2. 総務費		46,124
	1. 総務管理費	46,043
	2. 監査委員費	81
3. 衛生費		462,002
	1. 清掃費	462,002
4. 公債費		25
	1. 公債費	25
5. 予備費		1,000
	1. 予備費	1,000
歳 出 合 計		510,800

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
焼却灰運搬業務委託事業	令和7年度	13,248
運營業務モニタリングアドバイザー業務委託事業	令和7年度	3,897
小原地区飲料水供給施設維持管理・水質検査業務委託事業	令和7年度	960
不燃・粗大ごみ処理施設及び最終処分場基本構想策定業務委託事業	令和7年度	16,500
合 計		34,605

一般会計予算説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1. 分担金及び負担金	313,079	290,881	22,198
2. 使用料及び手数料	164,955	159,385	5,570
3. 財産収入	30	30	0
4. 繰越金	1	1	0
5. 諸収入	32,735	33,403	△ 668
歳入合計	510,800	483,700	27,100

(歳 出)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1. 議会費	1,649	296	1,353				1,649
2. 総務費	46,124	24,542	21,582				46,124
3. 衛生費	462,002	457,837	4,165				462,002
4. 公債費	25	25	0				25
5. 予備費	1,000	1,000	0				1,000
歳 出 合 計	510,800	483,700	27,100				510,800

2. 歳入

(款) 1. 分担金及び負担金 (項) 1. 分担金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1. 衛生費分担金	313,079	290,881	22,198	1. 清掃費分担金	313,079	萩市 171,198 長門市 141,881
計	313,079	290,881	22,198			

(款) 2. 使用料及び手数料 (項) 1. 手数料

1. 衛生手数料	164,955	159,385	5,570	1. 清掃手数料	164,955	ごみ焼却手数料
計	164,955	159,385	5,570			

(款) 3. 財産収入

(項) 1. 財産運用収入

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1. 財産貸付収入	30	30	0	1. 土地貸付収入	30	行政財産貸付収入
計	30	30	0			

(款) 4. 繰越金

(項) 1. 繰越金

1. 繰越金	1	1	0	1. 前年度繰越金	1	
計	1	1	0			

(款) 5. 諸収入

(項) 1. 預金利子

1. 預金利子	1	1	0	1. 預金利子	1	
計	1	1	0			

(款) 5. 諸収入

(項) 2. 受託事業収入

1. 衛生受託事業収入	32,733	33,401	△ 668	1. 清掃受託事業収入	32,733	阿武町可燃ごみ処理受託収入
計	32,733	33,401	△ 668			

(款) 5. 諸収入

(項) 3. 雑入

1. 雑入	1	1	0	1. 衛生費雑入	1	複写機使用料
計	1	1	0			

3. 歳出

(款) 1. 議会費 (項) 1. 議会費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 議会費	1,649	296	1,353				1,649	1. 報酬	87	特別職非常勤職員報酬 議長報酬 1人 15 副議長報酬 1人 12 議員報酬 6人 60
								8. 旅費	1,393	費用弁償 1,133 普通旅費 260
								10. 需用費	50	消耗品費
								12. 委託料	119	会議録作成業務委託料
計	1,649	296	1,353				1,649			

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

1. 一般管理費	46,043	24,424	21,619				46,043	1. 報酬	2,054	特別職非常勤職員報酬 環境管理委員会委員報酬 17人 170 会計年度任用職員報酬 技術参与報酬 1人 1,884
								3. 職員手当等	1,607	時間外勤務手当 850 管理職員特別勤務手当 50 会計年度任用職員期末・勤勉手当 707

							4. 共済費	461	職員共済組合負担金	170
									社会保険料	250
									雇用保険料	41
							8. 旅費	85	費用弁償	75
									普通旅費	10
							9. 交際費	15	交際費	
							10. 需用費	743	消耗品費	457
									燃料費	226
									食糧費	10
									印刷製本費	50
							11. 役務費	583	通信運搬費	406
									手数料	113
									保険料	64
							12. 委託料	1,057	ホームページ更新業務委託料	300
									組合例規データベースシステム更新業務委託料	561
									健康診断事務委託料	20
									電話システム改修業務委託料	176
							13. 使用料及び賃借料	1,113	インターネット関連サービス使用料	329
									パソコンシステムリース料	540
									複合機リース料	144
									組合例規管理システム利用料	80
									有料道路通行料	20

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
								17. 備品購入費	3,250	庁用器具費 700 自動車購入費 2,500 図書費 50
								18. 負担金補助及び交付金	35,061	負担金 山口県市町総合事務組合負担金 10 派遣職員給与費負担金 5人 35,027 光熱水費負担金 24
								26. 公課費	14	自動車重量税
公平委員会費	0	37	△ 37							廃目
計	46,043	24,461	21,582				46,043			

(款) 2. 総務費 (項) 2. 監査委員費

1. 監査委員費	81	81	0				81	1. 報酬	16	特別職非常勤職員報酬 監査委員（議会選出） 1人 6 監査委員（識見を有する者） 1人 10
								8. 旅費	65	費用弁償
計	81	81	0				81			

(款) 3. 衛生費 (項) 1. 清掃費

1. 清掃工場 運営費	454,180	457,837	△ 3,657				454,180	7. 報償費	75	報償金	
								10. 需用費	659	消耗品費	171
										印刷製本費	144
										光熱水費	60
										修繕料	284
								11. 役務費	81	保険料	
								12. 委託料	453,365	萩・長門清掃工場運営業務委託料 (通常分)	325,179
										萩・長門清掃工場運営業務委託料 (電力料金補てん分)	32,855
										焼却灰セメント原料化業務委託料	73,442
										焼却灰運搬業務委託料	12,043
										運営業務モニタリングアドバイザー 業務委託料	3,542
										新紙幣対応料金徴収機器更新業務 委託料	1,243
										法面等草刈り業務委託料	2,978
										排ガス水銀測定業務委託料	891
										小原地区飲料水供給施設維持管 理・水質検査業務委託料	1,192

(款) 3. 衛生費 (項) 1. 清掃費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
2. 施設整備費	7,822	0	7,822				7,822	8. 旅費	560	普通旅費
								10. 需用費	170	消耗品費 120 印刷製本費 50
								12. 委託料	7,072	不燃・粗大ごみ処理施設及び最終処分場基本構想策定業務委託料
								13. 使用料及び賃借料	20	有料道路通行料
計	462,002	457,837	4,165				462,002			

(款) 4. 公債費 (項) 1. 公債費

1. 利子	25	25	0				25	22. 償還金 利子及び割 引料	25	一時借入金利子
計	25	25	0				25			

(款) 5. 予備費 (項) 1. 予備費

1. 予備費	1,000	1,000	0				1,000			
計	1,000	1,000	0				1,000			

給与費明細書

給 与 費 明 細 書

1. 特別職

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	期 末 手 当	計			
本 年 度	長 等	人	千円	千円	千円	千円	千円	
	議 員	8	87			87	87	
	その他の 特 別 職	19	186			186	186	
	計	27	273			273	273	
前 年 度	長 等							
	議 員	8	87			87	87	
	その他の 特 別 職	32	1,489			1,489	1,489	
	計	40	1,576			1,576	1,576	
比 較	長 等							
	議 員							
	その他の 特 別 職	△ 13	△ 1,303			△ 1,303	△ 1,303	
	計	△ 13	△ 1,303			△ 1,303	△ 1,303	

2. 一般職
(1) 総括表

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
本 年 度	人 (1) 5	千円 1,884	千円	千円 1,607	千円 3,491	千円 461	千円 3,952	
前 年 度								
比 較	(1) 5	1,884		1,607	3,491	461	3,952	

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書きしたもの

職員手当 の内訳	区 分	時 間 外 勤 務 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当					
	本 年 度	千円 850	千円 50	千円 707					
	前 年 度								
	比 較	850	50	707					

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
本 年 度	5 人	千円	千円	千円 900	千円 900	千円	千円 900	
前 年 度								
比 較	5			900	900		900	

職員手当 の内訳	区 分	時 間 外 勤 務 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当					
	本 年 度	千円 850	千円 50					
	前 年 度							
	比 較	850	50					

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
本 年 度	人 (1)	千円 1,884	千円	千円 707	千円 2,591	千円 461	千円 3,052	
前 年 度								
比 較	(1)	1,884		707	2,591	461	3,052	

備考 ()内は、短時間勤務職員について外書きしたもの

職員手当 の内訳	区 分	期 末 ・ 勤 勉 手 当							
	本 年 度	千円 707							
	前 年 度								
	比 較	707							

債務負擔行為調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	債務負担行為 の限度額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
新清掃工場整備・運営事業 (平成24年度)	12,172,650	平成25年度 ～令和5年度	5,926,408	6～16年度	6,246,242			1,991,751	4,254,491
パソコンシステム整備事業 (令和5年度)	2,700			6～10年度	2,700				2,700
電話システム改修事業 (令和5年度)	176			6年度	176				176
庁用器具整備事業 (令和5年度)	600			6年度	600				600
焼却灰運搬業務委託事業 (令和5年度)	13,550			6年度	13,550				13,550
同 上 (令和6年度)	13,248			7年度	13,248				13,248
運營業務モニタリングアドバイザリー業務委託事業 (令和5年度)	4,306			6年度	4,306				4,306
同 上 (令和6年度)	3,897			7年度	3,897				3,897
小原地区飲料水供給施設維持管理・水質検査業務委託事業 (令和5年度)	1,192			6年度	1,192				1,192
同 上 (令和6年度)	960			7年度	960				960
新紙幣対応料金徴収機更新業務委託事業 (令和5年度)	1,368			6年度	1,368				1,368
不燃・粗大ごみ処理施設及び最終処分場基本構想策定業務委託事業 (令和6年度)	16,500			7年度	16,500				16,500
合 計	12,231,147		5,926,408		6,304,739			1,991,751	4,312,988

参 考 资 料

分 担 金 及 び 受 託 事 業 収 入 の 負 担 割 合 表

(1)焼却施設に要する費用で2市1町が負担する分担金、受託事業収入の負担割合

団 体 名	人口割		ごみ量割		均等割③	当初予算 負担割合 ①+②+③
	R2国調人口(人)	人口割①	R4年度ごみ量(t)	ごみ量割②		
萩・長門清掃一部事務組合 (萩市・長門市)	77,145	0.409	24,824	0.413	0.075	0.897
阿 武 町	3,055	0.016	707	0.012	0.075	0.103
合 計	80,200	0.425	25,531	0.425	0.150	1.000

構 成 市 名	人口割		ごみ量割		均等割③	当初予算 負担割合 ①+②+③	分担金・受託 事業収入 負担割合
	R2国調人口(人)	人口割①	R4年度ごみ量(t)	ごみ量割②			
萩 市	44,626	0.231	13,431	0.216	0.100	0.547	0.491
長 門 市	32,519	0.169	11,393	0.184	0.100	0.453	0.406
合 計	77,145	0.400	24,824	0.400	0.200	1.000	0.897

(2)ごみ処理施設(焼却施設を除く)及び最終処分場に要する費用で2市が負担する分担金の負担割合

構 成 市 名	人口割		ごみ量割		均等割③	当初予算 負担割合 ①+②+③
	R2国調人口(人)	人口割①	R4年度ごみ量(t)	ごみ量割②		
萩 市	44,626	0.231	1,235	0.214	0.100	0.545
長 門 市	32,519	0.169	1,070	0.186	0.100	0.455
合 計	77,145	0.400	2,305	0.400	0.200	1.000

分 担 金 及 び 受 託 事 業 収 入 の 算 出 表

(1)分担金、受託事業収入の積算に必要な歳入歳出費目及び予算措置額

歳入	(単位:千円)		
款	予算額	2市1町	2市
2. 使用料及び手数料	164,955	164,955	0
3. 財産収入	30	30	0
4. 繰越金	1	1	0
5. 諸収入 (預金利子・雑入)	2	2	0
歳入合計	164,988	① 164,988	② 0

歳出	(単位:千円)		
款	予算額	2市1町負担分	2市負担分
1. 議会費	1,649	309	1,340
2. 総務費	46,124	27,269	18,855
3. 衛生費	462,002	454,180	7,822
4. 公債費	25	25	0
5. 予備費	1,000	1,000	0
歳出合計	510,800	③ 482,783	④ 28,017

(2)分担金、受託事業収の算出方法

①焼却施設に要する費用で2市1町が負担する分担金、受託事業収入

項 目	予算額	備 考
歳出合計	③ 482,783	
歳入合計	① 164,988	
歳出合計－歳入合計＝必要額 ③ ① ②	317,795	分担金・受託事業収入算出基本額

②ごみ処理施設(焼却施設を除く)及び最終処分場に要する費用で2市が負担する分担金

項 目	予算額	備 考
歳出合計	④ 28,017	
歳入合計	② 0	
歳出合計－歳入合計＝必要額 ④ ② ③	28,017	分担金算出基本額

団 体 名	予算額	当初予算 負担割合	備 考
一部事務組合	② 285,062	0.897	①×0.897
萩市	155,929	0.547	②×0.547
長門市	129,133	0.453	②×0.453
阿武町	32,733	0.103	①×0.103
合 計	① 317,795		

団 体 名	予算額	当初予算 負担割合	備 考
一部事務組合	28,017	1.000	
萩市	15,269	0.545	③×0.545
長門市	12,748	0.455	③×0.455
合 計	③ 28,017		

令和6年2月

萩・長門清掃一部事務組合議会定例会
議案参考資料

議案参考資料目次

1	管理者報告 萩・長門清掃一部事務組合同規約 変更後の規約及び新旧対照表	1
2	管理者報告 萩・長門清掃工場「はなもゆ」の管理運営状況	7
3	議案第2号 令和6年度萩・長門清掃一部事務組合一般会計予算 の概要	9
4	議案第5号 萩・長門清掃一部事務組合人事行政の運営等の状況 の公表に関する条例 現行条例（変更前）	11
5	議案第6号 萩・長門清掃一部事務組合報酬及び費用弁償条例 現行条例（変更前）	13
6	議案第7号 萩・長門清掃一部事務組合公平委員会設置条例 現行条例（変更前）	15
7	議案第7号 萩・長門清掃一部事務組合管理者等の損害賠償責任の 一部免責に関する条例 現行条例（変更前）	16
8	議案第8号 萩・長門清掃一部事務組合行政不服審査法施行条例 現行条例（変更前）	17
9	議案第9号 山口県市町総合事務組合への加入について 現行規約（変更前）及び新旧対照表	19

萩・長門清掃一部事務組合同規約（令和6年1月1日以降の規約）

平成22年3月26日

指令平21市町第3531号

第1章 総則

（組合の名称）

第1条 この組合は、萩・長門清掃一部事務組合（以下「組合」という。）という。

（組合を組織する地方公共団体）

第2条 組合は、萩市及び長門市（以下「関係市」という。）をもって組織する。

（組合の共同処理する事務）

第3条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。

- （1）ごみ処理施設及び最終処分場（以下「施設」という。）の設置、管理及び運営に関する事務。ただし、現に関係市がそれぞれ設置、管理及び運営している施設に関するものを除く。
- （2）組合が関係市以外の地方公共団体から委託された事務

（組合の事務所の位置）

第4条 組合の事務所は、山口県萩市大字山田12406番地に置く。

第2章 組合の議会

（組合議会の設置）

第5条 組合に、組合議会を置く。

（議員の定数及び選出区分）

第6条 組合議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は8人とし、各市の定数は、次のとおりとする。

萩市 4人

長門市 4人

（組合議員の選挙の方法）

第7条 組合議員は、関係市の議会においてそれぞれの議員のうちから選挙する。

2 組合議員に欠員が生じたときは、その欠員となった議員を選出した関係市の議会において速やかに補欠議員を選挙する。

3 関係市の長は、前2項の規定により各市に係る組合議員が定まったときは、速やかに組合の管理者に通知するものとする。

(組合議員の任期)

第8条 組合議員の任期は、当該議員の属する市の議会の議員の任期による。

2 補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 組合の執行機関

(執行機関の組織)

第9条 組合に、管理者、副管理者及び会計管理者各1人を置く。

2 管理者は、萩市長を充てる。

3 副管理者は、長門市長を充てる。

4 会計管理者は、萩市会計管理者を充てる。

(管理者及び副管理者の任期)

第10条 管理者及び副管理者の任期は、関係市の長の任期による。

(事務局の設置等)

第11条 組合に事務局を置く。

2 事務局に職員を置き、その職員は管理者がこれを任免する。

(監査委員)

第12条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て、組合議員及び長門市の識見を有する者のうちから選任された監査委員各1人を選任する。

3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員の任期により、長門市の識見を有する者のうちから選任された監査委員にあつては当該市の監査委員の任期による。

第4章 組合の経費

(経費の支弁方法)

第13条 組合の経費は、組合の事業により生ずる収入その他の収入をもって支弁し、なお不足があるときは、関係市の分賦金をもってこれに充てる。

2 前項の分賦金の額の算定については、別表に定めるところによる。

第5章 雑則

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、この規約の施行について必要な事項は、組合議会の議決を経て管理者が別に定める。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（令和4年8月30日指令令4市町第585号）

この規約は、令和4年11月1日から施行する。

附 則（令和5年11月13日指令令5市町第624号）

この規約は、令和6年1月1日から施行する。

別表（第13条関係）

費用区分	分賦区分	分賦割合	算出基礎
焼却施設に要する費用	均等割	100分の20	
	人口割	100分の40	4月1日における直近の国勢調査の結果による人口
	ごみ量割	100分の40	焼却施設に搬入した関係市のごみ量
ごみ処理施設（焼却施設を除く。）及び最終処分場に要する費用	均等割	100分の20	
	人口割	100分の40	4月1日における直近の国勢調査の結果による人口
	ごみ量割	100分の40	ごみ処理施設（焼却施設を除く。）及び最終処分場に搬入した関係市のごみ量

備考 施設の大規模な改修に係る経費の分賦については、組合及び関係市において協議の上、別に定めるものとする。

萩・長門清掃一部事務組合規約の改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1) <u>ごみ処理施設及び最終処分場</u> (以下「施設」という。)の設置、<u>管理及び運営に関する事務</u>。ただし、現に関係市がそれぞれ設置、<u>管理及び運営している施設に関するものを除く。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(執行機関の組織)</p> <p>第9条 組合に、管理者、副管理者及び会計管理者各1人を置く。</p> <p>2 <u>管理者は、萩市長を充てる。</u></p> <p>3 <u>副管理者は、長門市長を充てる。</u></p> <p>4 <u>会計管理者は、萩市会計管理者を充てる。</u></p> <p>(監査委員)</p> <p>第12条 組合に監査委員2人を置く。</p> <p>2 監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て、<u>組合議員及び長門市の識見を有する者のうちから選任された監査委員各1人を選任する。</u></p> <p>3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員の任期により、<u>長門市の識見を有する者のうちから選任された監査委員</u>にあつては当該市の監査委員の任期による。</p>	<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1) <u>ごみ処理施設(焼却施設に限る。以下「施設」という。)</u>の設置、<u>維持管理及び運営に関する事務</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(執行機関の組織)</p> <p>第9条 組合に、管理者、副管理者及び会計管理者各1人を置く。</p> <p>2 <u>管理者及び副管理者は、関係市長の互選による。</u></p> <p>3 <u>会計管理者は、管理者の属する市の会計管理者を充てる。</u> (新設)</p> <p>(監査委員)</p> <p>第12条 組合に監査委員2人を置く。</p> <p>2 監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て、<u>組合議員及び関係市の識見を有する者のうちから選任された監査委員のうちから、各1人を選任する。</u></p> <p>3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員の任期により、<u>関係市の識見を有する者のうちから選任された監査委員のうちから選任される者</u>にあつては当該市の監査委員の任期による。</p>

別表（第13条関係）				別表（第13条関係）		
費用区分	分賦区分	分賦割合	算出基礎	分賦区分	分賦割合	算出基礎
焼却施設に要する費用	均等割	100分の20		均等割	100分の20	
	人口割	100分の40	4月1日における直近の国勢調査の結果による人口	人口割	100分の40	毎年度4月1日における直近の国勢調査の結果による人口
	ごみ量割	100分の40	焼却施設に搬入した関係市のごみ量	ごみ量割	100分の40	施設において処理した関係市の当該年度のごみ量
ごみ処理施設（焼却施設を除く。）及び最終処分場に要する費用	均等割	100分の20		(新設)		
	人口割	100分の40	4月1日における直近の国勢調査の結果による人口			
	ごみ量割	100分の40	ごみ処理施設（焼却施設を除く。）及び最終処分場に搬入した関係市のごみ量			

萩・長門清掃工場「はなもゆ」の管理運営状況

(1) 令和5年度及び令和4年度 4月から12月までの可燃ごみ搬入量の比較 (単位：t)

自治体名		搬入区分		収集ごみ		直接搬入ごみ		計	
		前年度	当年度	前年度比率	当年度	前年度比率	当年度	前年度比率	構成比率
萩市	R5年度	6,317	6,573	96.1%	3,953	106.3%	10,270	99.8%	54.0%
	R4年度	6,573	6,573		3,720		10,293		52.6%
	前年度との差	△256	0		233		△23		1.4%
長門市	R5年度	4,487	4,694	95.6%	3,740	92.6%	8,227	94.2%	43.3%
	R4年度	4,694	4,694		4,037		8,731		44.6%
	前年度との差	△207	0		△297		△504		△1.3%
阿武町	R5年度	466	466	100.0%	55	75.3%	521	96.7%	2.7%
	R4年度	466	466		73		539		2.8%
	前年度との差	0	0		△18		△18		△0.1%
小計 2市1町	R5年度	11,270	11,733	96.1%	※1) 7,748	99.0%	19,018	97.2%	100.0%
	R4年度	11,733	11,733		7,830		19,563		100.0%
	前年度との差	△463	0		△82		△545		—
宇部市	R4年度	—	—	—	345	—	345	—	—
合計	R5年度	11,270	11,733	96.1%	※1) 7,748	94.8%	19,018	95.5%	—
	R4年度	11,733	11,733		8,175		19,908		—
	前年度との差	△463	0		△427		△890		—

(2) 上記のうち直接搬入ごみの内訳 (単位：t)

自治体名		手数料区分	家庭ごみ	事業系一般廃棄物	産業廃棄物	その他(有料)	その他(無料)	公共(市町)	計
萩市	R5年度		234	1,572	1,436	1	48	662	3,953
	構成比率		6.0%	39.8%	36.3%	0.0%	1.2%	16.7%	100.0%
	前年度比率		117.6%	98.0%	107.8%	100.0%	685.7%	114.7%	106.3%
	R4年度		199	1,604	1,332	1	7	577	3,720
長門市	R5年度		119	1,141	2,032	1	18	429	3,740
	構成比率		3.2%	30.5%	54.3%	0.0%	0.5%	11.5%	100.0%
	前年度比率		110.2%	106.5%	94.3%	100.0%	7.5%	92.7%	92.6%
	R4年度		108	1,071	2,154	1	240	463	4,037
阿武町	R5年度		4	6	42	0	0	3	55
	構成比率		7.3%	10.9%	76.4%	0.0%	0.0%	5.4%	100.0%
	前年度比率		44.4%	120.0%	113.5%	—	—	60.0%	75.3%
	R4年度		9	5	37	0	17	5	73
直接搬入量計 2市1町	R5年度		357	2,719	3,510	2	66	1,094	※1) 7,748
	構成比率		4.6%	35.1%	45.3%	0.0%	0.9%	14.1%	100.0%
	前年度比率		113.0%	101.5%	99.6%	100.0%	25.0%	104.7%	99.0%
	R4年度		316	2,680	3,523	2	264	1,045	7,830
宇部市	R4年度		0	0	0	0	0	345	345
直接搬入量計 合計	R5年度		357	2,719	3,510	2	66	1,094	※1) 7,748

(3) 排ガス測定結果

項目	関係法令による 排出基準値	停止基準値(要求水準 書の排ガス基準値)	自主管理 基準値	令和5年 3月	令和5年 6月	令和5年 9月	令和5年 12月
1号炉	ばいじん濃度	0.08g/m ³ N以下	0.005	0.003未滿	0.003未滿	0.004未滿	0.003未滿
	硫黄酸化物濃度	K値17.5N ³ /h以下	35	8	6	4未滿	6
	塩化水素濃度	700mg/m ³ N以下	150	26	18	28	34
	窒素酸化物濃度	250ppm以下	70	26未滿	30未滿	35未滿	34
	ダイオキシン類濃度	1ng-TEQ/m ³ N以下	0.05	0.042	0.004	0.0046	0.023
	一酸化炭素濃度	—	20	8未滿	9未滿	10未滿	9未滿
	水銀濃度	50 μ g/m ³ N以下	—	0.3未滿	0.3未滿	0.3未滿	0.3未滿
2号炉	ばいじん濃度	0.08g/m ³ N以下	0.005	0.003未滿	0.003未滿	0.004未滿	0.003未滿
	硫黄酸化物濃度	K値17.5N ³ /h以下	35	6	12	6	5
	塩化水素濃度	700mg/m ³ N以下	150	28	30	5.3未滿	19
	窒素酸化物濃度	250ppm以下	70	28未滿	30未滿	32未滿	28未滿
	ダイオキシン類濃度	1ng-TEQ/m ³ N以下	0.05	0.026	0.028	0.034	0.024
	一酸化炭素濃度	—	20	9未滿	9未滿	10未滿	9未滿
	水銀濃度	50 μ g/m ³ N以下	—	3.3	0.3未滿	0.3未滿	0.16

※自主管理基準値は、本施設的设计・施工業者である日立造船(株)が自主的に定めた管理基準値です。

単位：1ppm=0.0001%、1mg=1000分の1g、1 μ g=100万分の1g、1ng=10億分の1g

※水銀の排出基準値は、平成30年4月からの適用です。

※数値の「未滿」は、採取した試料を酸素の標準状態(濃度12%)で換算した数値で、分析計器の測定限界値未滿であったことを表します。

※硫黄酸化物の法令による排出基準値は、総量規制基準として地域ごとに定められた基準値(K値)から計算できる排出量を示します。

停止基準値、自主管理基準値は、その基準値(K値)を基準にして硫黄酸化物の排出濃度を定めています。

令和6年度萩・長門清掃一部事務組合一般会計予算の概要

1 萩・長門清掃工場はなもゆ運營業務委託料 358,034千円①+②

(1) 運營業務委託契約条項による単価等見直し後の令和6年度業務委託費（通常分）

○運營業務委託料の根拠となるごみ焼却予定量は、令和5年度の搬入見込量を活用し、**26,000t**(令和5年度27,000t)と推計

○(株)はないろとの運營業務委託契約第43条による委託料見直しについては、毎年10月1日時点の下記評価指標と前年度の同指標を比較し、±3%以上の変動があった場合、その変動率を翌年度の業務委託費に反映

- ・人件費についての評価指標

厚生労働省による「毎月勤労統計調査の賃金指数」の対前年比

⇒+1.2995418% ±3%以内であるため人件費の変動はなし

- ・人件費以外についての評価指標

日銀調査統計局による「企業向けサービス価格指数」と「企業物価指数」の前一年間の平均値の対前年比

⇒+3.8461538% ±3%超過のため、固定費の人件費以外の経費及び変動費について変更

固定費：人件費 105,525,000 円…変更なし

人件費以外 133,152,827 円(従前単価) × 1.038461538 = 138,274,089 円
105,525,000 円 + 138,274,089 円 = 243,799,089 円

変動費：1,920 円/t(従前単価) × 1.038461538 = 1,993 円/t

1,993 円/t × 26,000t = 51,818,000 円

委託料（通常分）：(243,799,089 円 + 51,818,000 円) × 1.1 = 325,178,797 円①

(2) 令和4年度に締結した覚書に基づく近時のエネルギー価格の動向による電力料金高騰への対応（電力料金補てん分）

運營業務委託契約第43条により、当初事業計画処理量の電力基本料金及び電力量料金に併せ、「燃料費調整額」と「再生可能エネルギー発電促進賦課金」を積算対象に加え、令和5年度における従来の積算方法との差額を令和6年度において精算するもの

	改定前	⇒	改定後
電力基本料金	10,891,793 円		11,833,536 円
電力量料金	39,869,625 円		87,178,799 円
燃料費調整額	—		△20,139,380 円
再生可能エネルギー発電促進賦課金	—		4,742,607 円
合計	50,761,418 円		83,615,562 円

委託料（電力料金補てん分）：83,615,562 円 - 50,761,418 円 = 32,854,144 円②

2 焼却灰セメント原料化業務委託料 73,442千円

主灰・飛灰を周南市にある山口エコテック(株)においてセメントの原料として再利用するための業務委託費

令和6年度の焼却灰排出予定量は、令和5年度の焼却灰発生見込み量により算出した主灰発生率6.0%、飛灰発生率2.5%から焼却灰排出予定量を積算

なお1tあたりの処理単価は、焼却灰処理価格改定により対前年度、主灰109%、飛灰112%と上昇

- 主灰排出量 $26,000\text{t} \times 0.060 = 1,560\text{t}$
 - ・セメント原料化委託料 45,012千円
 $26,400\text{円/t} \times 1,550\text{t} \times 1.1 = 45,012,000\text{円}$
 - ・セメント化異物選別費 187千円
 $17,000\text{円/t} \times 10\text{t} \times 1.1 = 187,000\text{円}$
- 飛灰排出量 $26,000\text{t} \times 0.025 = 650\text{t}$
 - ・セメント原料化委託料 28,243千円
 $39,500\text{円/t} \times 650\text{t} \times 1.1 = 28,242,500\text{円}$

3 焼却灰運搬業務委託料 12,043千円

主灰・飛灰を周南市にある山口エコテック(株)まで運搬する業務委託費

- 主灰運搬業務委託料 5,663千円
主灰排出量1,560tに対する運搬予定量10.0t/台 156台
 $33,000\text{円/台} \times 156\text{台} \times 1.1 = 5,662,800\text{円}$
- 飛灰運搬業務委託料 6,380千円
飛灰排出量650tに対する運搬予定量4.5t/台 145台
 $40,000\text{円/台} \times 145\text{台} \times 1.1 = 6,380,000\text{円}$

4 不燃・粗大ごみ処理施設及び最終処分場基本構想策定業務委託料 7,072千円

不燃・粗大ごみ処理施設及び最終処分場を整備するための施設整備基本構想を策定する業務を委託するもの

- 業務内容
 - ・基礎調査、不燃・粗大ごみ処理施設基本構想、最終処分場基本構想、事業計画、候補地選定など
- 期間
 - ・令和6年度～令和7年度(2ヵ年業務)
- 委託料
 - ・総額23,572千円
令和6年度7,072千円
令和7年度16,500千円(令和6年度当初予算で債務負担行為設定)

萩・長門清掃一部事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

平成22年5月17日条例第21号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)

第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告の時期)

第2条 任命権者は、毎年7月末までに、管理者に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

(報告事項)

第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の給与の状況
- (3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (4) 職員の分限及び懲戒処分の状況
- (5) 職員のサービスの状況
- (6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況
- (7) 職員の福祉及び利益の保護の状況
- (8) その他管理者が必要と認める事項

(公平委員会の報告)

第4条 公平委員会は、毎年6月末までに、管理者に対し、前年度における業務の状況を報告しなければならない。

(公平委員会の報告事項)

第5条 公平委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

(2) 不利益処分に関する審査請求の状況

(公表の時期)

第6条 管理者は、第2条及び第4条の規定による報告を受けたときは、毎年12月末までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び第4条の規定による報告を公表しなければならない。

(公表の方法)

第7条 前条の公表は、次に掲げる方法で行う。

(1) 萩市役所前掲示板及び長門市役所前掲示板に掲示する方法

(2) 組合事務局において閲覧に供する方法

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成22年5月17日から施行する。

附 則 (平成28年条例第2号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年条例第5号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

萩・長門清掃一部事務組合報酬及び費用弁償条例

平成22年5月17日条例第22号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第203条第4項及び第203条の2第4項の規定に基づき、非常勤の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「職員」という。）に対する報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 報酬を受ける者及び報酬の額は、別表に掲げるところによる。

(報酬の支給方法)

第3条 年額報酬は、年度末までに支給するものとし、日額報酬は、出務に応じて臨時に支給する。

2 年額報酬を受ける者で年の中途中で職に就き、又は離職した場合には、その年分の報酬については、日割により支給すべき報酬を算定する。

3 前条の規定による報酬を受ける職員が職を離れた後法律の定めるところにより、なお、その職務を行う場合にあっては、引き続き報酬を支給する。

(費用弁償)

第4条 第2条の規定による報酬を受ける職員には、費用弁償をする。

2 前項の費用弁償の額は、萩市職員等の旅費に関する条例（平成17年萩市条例第54号。以下「旅費支給条例」という。）に規定する旅費相当額とする。

3 前項の費用弁償の支給は、旅費支給条例の適用を受ける職員の旅費支給の例による。

(補則)

第5条 この条例は、一般職に属する職員であって第2条の規定による報酬を受ける職員を兼ねる者については適用しない。

附 則

この条例は、平成22年5月17日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 1 日条例第 4 号）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

職 名		区 分	金 額（円）
議会の議員	議長	年 額	15,000
	副議長	年 額	12,000
	議員	年 額	10,000
監査委員	識見を有する者	年 額	10,000
	議会選任	年 額	6,000
公平委員会 の委員	委員長	日 額	6,000
	委員	日 額	5,000
情報公開審査会委員		日 額	5,000
個人情報保護審査会委員		日 額	5,000
その他の非常勤職員		管理者が別に定める額	

萩・長門清掃一部事務組合公平委員会設置条例

平成22年4月1日条例第4号

(設置)

第1条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第7条第3項の規定に基づき、
萩・長門清掃一部事務組合公平委員会(以下「公平委員会」という。)を設置する。

(委任)

第2条 公平委員会の運営について必要な事項は、公平委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

萩・長門清掃一部事務組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

令和3年2月15日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第243条の2第1項の規定に基づき、管理者若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「管理者等」という。）の組合に対する損害賠償責任の一部免責について必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第2条 管理者等の組合に対する損害賠償責任は、管理者等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から、管理者等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次の各号に掲げる管理者等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。

- (1) 管理者 6
- (2) 副管理者又は監査委員 4
- (3) 公平委員会の委員 2
- (4) 前各号に掲げる者以外の職員 1

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

萩・長門清掃一部事務組合行政不服審査法施行条例

平成28年2月15日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）その他法令で定める不服申立てについて必要な事項を定めるものとする。

(手数料の納付及び減免)

第2条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項（他の法令において準用する場合を含む。）の条例で定める手数料の額は、法第38条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する写し又は書面の交付に要する実費（当該写し又は書面の交付を郵送によって受けるときは、これに要する費用を含む。）の額として規則で定める額とする。

2 審理員（審査庁が法第9条第1項第3号に掲げる委員会若しくは委員若しくは機関である場合又は同項ただし書きの特別の定めがある場合にあつては、審査庁。次条において同じ。）は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

(手数料の不還付)

第3条 既納の手数料は還付しない。ただし、審理員が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(準用)

第4条 前2条の規定は、法第81条第3項の規定により準用する法第78条第4項及び第5項（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する手数料について準用する。この場合において、第2条第1項中「第38条第6項」とあるのは「第81条第3項」と、「同条第4項」とあるのは「法第78条第4項」と、「法第38条第1項」とあるのは「法第78条第1項」と、同条第2項中「審理員（審査庁が法第9条第1項第3号に掲げる委員会若しくは委員若しくは機関である場合又は同項ただし書きの特別の定めがある場合にあつては、審査庁。次条において同じ。）」とあるのは「審査会」と、前条中「審理員」とあるのは「審査会」と読み替えるものとする。

(行政不服審査会)

第5条 管理者は、法第4条又は他の法律若しくは条例の規定による審査請求（法

第14条に規定する引継ぎを受けた場合を含む。以下この条において同じ。)を受けたときは、法第81条第2項の規定により、当該審査請求ごとに、同条第1項に規定する機関として、萩・長門清掃一部事務組合行政不服審査会(以下「審査会」という。)を置くものとする。

(組織)

第6条 審査会は、委員3人をもって組織する。

(委員)

第7条 委員は、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、管理者が任命する。

2 委員の任期は、管理者に対し、その係属した事件に係る答申をするまでの期間とする。

3 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第8条 審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(事務局)

第9条 管理者は、審査会の事務を処理させるため、事務局を置くものとする。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

(審査会の運営)

第10条 前5条に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、審査会で定める。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

山口県市町総合事務組合格約

(平成 18 年 10 月 1 日指令平 18 市町第 815 号)

改正 平成 19 年 2 月 1 日指令平 18 市町第 1248 号
平成 19 年 3 月 30 日指令平 18 市町第 1531 号
平成 20 年 3 月 17 日指令平 19 市町第 1567 号
平成 20 年 3 月 21 日指令平 19 市町第 1606 号
平成 20 年 3 月 21 日指令平 19 市町第 1610 号
平成 21 年 3 月 31 日指令平 20 市町第 1563 号
平成 22 年 1 月 14 日指令平 21 市町第 3297 号
平成 22 年 3 月 31 日指令平 21 市町第 3563 号
平成 22 年 11 月 2 日指令平 22 市町第 646 号
平成 23 年 1 月 27 日指令平 22 市町第 893 号
平成 23 年 3 月 31 日指令平 22 市町第 1101 号
平成 24 年 2 月 1 日指令平 23 市町第 855 号
平成 24 年 3 月 30 日指令平 23 市町第 1040 号
平成 25 年 3 月 29 日指令平 24 市町第 989 号
平成 26 年 1 月 20 日指令平 25 市町第 789 号
平成 26 年 4 月 1 日指令平 26 市町第 24 号
平成 27 年 3 月 31 日指令平 26 市町第 1186 号
平成 28 年 3 月 31 日指令平 27 市町第 1182 号
平成 29 年 3 月 29 日指令平 28 市町第 1178 号
平成 31 年 3 月 29 日指令平 30 市町第 1031 号
令和 2 年 3 月 31 日指令平 31 市町第 1030 号
令和 3 年 3 月 30 日指令令 2 市町第 1096 号
令和 4 年 3 月 30 日指令令 3 市町第 1148 号
令和 5 年 3 月 31 日指令令 4 市町第 1362 号

第 1 章 総 則

(組合の名称)

第 1 条 この組合は、山口県市町総合事務組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第 2 条 組合は、別表第 1 に掲げる地方公共団体（以下「組合市町等」という。）をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、次の各号に掲げる事務のうち、別表第2の右欄に掲げる組合市町等に係る同表左欄の事務を共同処理する。

- (1) 災害対策のために行う積立金に関する事務
- (2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項の規定による常勤の職員及びその遺族に対する退職手当の支給に関する事務
- (3) 消防組織法(昭和22年法律第226号)第24条第1項の規定による非常勤消防団員、消防法(昭和23年法律第186号)第36条の3の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者、水防法(昭和24年法律第193号)第45条の規定による水防に従事した者及び災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第84条第1項の規定による応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する事務
- (4) 消防組織法第25条の規定による非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する事務
- (5) 消防職員及び非常勤消防団員に係る賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金の支給に関する事務
- (6) 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第69条及び第70条の規定による非常勤の職員に係る公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務
- (7) 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号)第2条に規定する公立学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償に関する事務
- (8) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第7条第3項の規定による公平委員会の設置及び同法第8条第2項に規定する公平委員会の権限に関する事務
- (9) 住民の交通災害共済に関する事務
- (10) 山口県自治会館の設置及び管理運営に関する事務
- (11) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の規定による機関の設置及び当該機関の権限に関する事務

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、山口市大手町9番11号に置く。

第2章 組合の議会

(組合の議会の組織及び議員の選挙の方法)

第5条 組合の議会の議員(以下「議員」という。)の定数は10人とし、次の各号に定めるところによる。

- (1) 市町の長のうちから互選した者 8人
- (2) 市町の議会の議長のうちから互選した者 2人

2 議員に欠員が生じたときは、速やかにこれを補充しなければならない。

(議員の任期等)

第6条 議員の任期は、2年とする。ただし、補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 議員は、市町の長又は議会の議長でなくなったときは、その職を失う。

3 議員には、報酬を支給しない。

(特別議決)

第7条 組合の議会の議決すべき事件のうち、組合市町等の一部に係るものについては、当該事件に係る市町から選出されている議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数でこれを決する。

第3章 組合の執行機関

(組合の執行機関の組織及び選任の方法)

第8条 組合に管理者、副管理者及び会計管理者各1人を置く。

2 管理者及び副管理者は、市町の長が、議員以外の市町の長のうちから互選する。

3 会計管理者は、第12条第2項に規定する職員のうちから管理者が任命する。

(管理者及び副管理者の任期等)

第9条 管理者及び副管理者の任期は、2年とする。

2 管理者及び副管理者は、市町の長の職を失ったときは、その職を失う。

3 管理者に事故があるとき又は管理者が欠けたときは、副管理者がその職務を代理する。

4 管理者及び副管理者にともに事故があるときは、管理者があらかじめ指定する者がその職務を代理する。

5 管理者及び副管理者には、給料を支給しない。

(監査委員)

第10条 組合に監査委員3人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、識見を有する者のうちから2人、議員のうちから1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては2年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(公平委員会)

第11条 組合に、第3条第8号に規定する事務を行うため、山口県市町公平委員会(以下「公平委員会」という。)を置く。

2 公平委員会の委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、選任する。

3 管理者は、前項の規定により選任された委員の氏名及び経歴等を関係組合市町等の長に通知しなければならない。

(行政不服審査会)

第 11 条の 2 組合に、第 3 条第 11 号に規定する事務を行うため、山口県市町行政不服審査会（以下「行政不服審査会」という。）を置く。

- 2 行政不服審査会は、3 人の委員をもって組織する。
- 3 行政不服審査会の委員は、管理者が組合の議会の同意を得て選任する。
- 4 行政不服審査会の委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 管理者は、第 3 項の規定により選任された委員の氏名及び経歴等を関係組合市町等の長に通知しなければならない。
- 6 行政不服審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 7 会長は、会務を総理し、行政不服審査会を代表する。
- 8 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 9 行政不服審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員の選任後最初に開かれる会議は、管理者が招集する。
- 10 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 11 会議は、3 人の委員が出席しなければ、開くことができない。ただし、会議を開かなければ審査関係人（行政不服審査法第 74 条に規定する審査関係人をいう。）の利益の保護に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、2 人の委員が出席すれば会議を開くことができる。
- 12 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 行政不服審査会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
- 14 専門委員は、学識経験のある者のうちから、管理者が任命する。
- 15 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 16 委員又は専門委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。
- 17 委員及び専門委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 18 行政不服審査会の行う審査請求に係る調査及び審議の手続は、公開しない。
- 19 前各項に定めるもののほか、行政不服審査会の運営について必要な事項は、会長が行政不服審査会に諮って定める。

(事務局の設置及び職員)

第 12 条 組合に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長その他の職員を置く。
- 3 前項の職員は、管理者が任免し、その定数は、別に条例で定める。

第4章 組合の経費の支弁の方法

(組合の経費の支弁の方法)

第13条 組合の経費は、次の各号に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 組合市町等の負担金
- (2) 組合の財産から生ずる収入
- (3) その他の収入

2 前項の負担金の額及びその納付方法については、別に条例で定める。

第5章 雑則

(還付金等)

第14条 組合市町等が組合から脱退しようとする場合の還付金等の取扱いについては、別に条例で定める。

(その他)

第15条 この規約の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成18年10月1日から施行する。

(事務の承継)

2 組合は、平成18年9月30日をもって解散する山口県市町村災害基金組合、山口県市町村職員退職手当組合、山口県市町村消防団員補償等組合、山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合及び山口県自治会館管理組合の一切の事務並びに同日をもって廃止する山口県市町村公平委員会及び市町村交通災害共済再共済事業に属する一切の事務を承継する。

(経過措置)

3 この規約の施行の日の前日に在職する山口県市町村災害基金組合の組合長は、この規約に基づく管理者が選出されるまでの間、その職務を行う。

4 この規約の施行の日の前日に在職する山口県市町村公平委員会の委員は、規約第11条の規定により設置された公平委員会の委員とみなし、その任期は山口県市町村公平委員会規約による選任の日からこれを起算する。

附 則 (平成19年2月1日指令平18市町第1248号)

この規約は、平成19年2月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日指令平18市町第1531号)

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月17日指令平19市町第1567号)

この規約は、平成20年3月21日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 21 日指令平 19 市町第 1606 号）
この規約は、平成 20 年 3 月 21 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 21 日指令平 19 市町第 1610 号）
この規約は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日指令平 20 市町第 1563 号）
この規約は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 1 月 14 日指令平 21 市町第 3297 号）
この規約は、平成 22 年 1 月 16 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日指令平 21 市町第 3563 号）
この規約は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 11 月 2 日指令平 22 市町第 646 号）
この規約は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 1 月 27 日指令平 22 市町第 893 号）
この規約は、山口県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日指令平 22 市町第 1101 号）
この規約は、山口県知事の許可のあった日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 24 年 2 月 1 日指令平 23 市町第 855 号）
この規約は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日指令平 23 市町第 1040 号）
この規約は、山口県知事の許可のあった日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日指令平 24 市町第 989 号）
この規約は、山口県知事の許可のあった日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 26 年 1 月 20 日指令平 25 市町第 789 号）
この規約は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日指令平 26 市町第 24 号）
この規約は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日指令平 26 市町第 1186 号）
この規約は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日指令平 27 市町第 1182 号）
この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 29 日指令平 28 市町第 1178 号）
この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日指令平 30 市町第 1031 号）
この規約は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日指令平 31 市町第 1030 号）
（施行期日）
1 この規約は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
2 改正後の山口県市町総合事務組規約別表第 3 の規定は、この規約の施行の日以後に被災する非常勤の職員について適用し、同日前に被災した非常勤の職員については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 3 月 30 日指令令 2 市町第 1096 号）
この規約は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 30 日指令令 3 市町第 1148 号）
この規約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日指令令 4 市町第 1362 号）
この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 組合を組織する地方公共団体（第 2 条関係）

山口県内の全市町、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、光地区消防組合、柳井地域広域水道企業団、岩国地区消防組合、宇部・山陽小野田消防組合、山口県後期高齢者医療広域連合、山口県市町総合事務組合
--

別表第2 組合の共同処理する事務と地方公共団体（第3条関係）

共同処理する事務	共同処理する団体
1 第3条第1号に規定する事務	山口県内の全市町
2 第3条第2号に規定する事務	宇部市（交通局に限る。）、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、熊南総合事務組合、山口県市町総合事務組合
3 第3条第3号に規定する事務	長門市、柳井市、美祢市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町
4 第3条第4号に規定する事務	長門市、柳井市、美祢市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町
5 第3条第5号に規定する事務	長門市、柳井市、美祢市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、柳井地区広域消防組合
6 第3条第6号に規定する事務	宇部市（別表第3に規定する非常勤の職員に限る。）、山口市（別表第3に規定する非常勤の職員に限る。）、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市（別表第3に規定する非常勤の職員に限る。）、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、光地区消防組合、柳井地域広域水道企業団、岩国地区消防組合、山口県後期高齢者医療広域連合、山口県市町総合事務組合
7 第3条第7号に規定する事務	下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町
8 第3条第8号に規定する事務	宇部市、萩市、下松市、光市、長門市、柳井市、美祢市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、熊南総合事務組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、光地区消防組合、宇部・山陽小野田消防組合、山口県後期高齢者医療広域連合、山口県市町総合事務組合
9 第3条第9号に規定する事務	萩市、下松市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町

10 第3条第10号に規定する事務	山口県内の全市町
11 第3条第11号に規定する事務	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、光地区消防組合、柳井地域広域水道企業団、岩国地区消防組合、宇部・山陽小野田消防組合、山口県市町総合事務組合

別表第3 第3条第6号に規定する事務の対象とする非常勤の職員（第3条関係）

団 体	対象とする非常勤の職員
宇部市	1 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員 2 宇部市嘱託職員取扱要綱の規定により任用された嘱託職員
山口市	地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員
山陽小野田市	地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員

山口県市町総合事務組合規約 新旧対照表(案)

新	旧																												
<p>別表第1 組合を組織する地方公共団体(第2条関係)</p> <p><u>山口県内の全市町、周南地区福祉施設組合、玖珂地方老人福祉施設組合、周東環境衛生組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周南地区衛生施設組合、柳井地区広域消防組合、光地区消防組合、岩国地区消防組合、周南東部環境施設組合、柳井地域広域水道企業団、山口県市町総合事務組合、山口県後期高齢者医療広域連合、萩・長門清掃一部事務組合、宇部・山陽小野田消防組合</u></p>	<p>別表第1 組合を組織する地方公共団体(第2条関係)</p> <p><u>山口県内の全市町、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、光地区消防組合、柳井地域広域水道企業団、岩国地区消防組合、宇部・山陽小野田消防組合、山口県後期高齢者医療広域連合、山口県市町総合事務組合</u></p>																												
<p>別表第2 組合の共同処理する事務と地方公共団体(第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="169 853 778 2063"> <thead> <tr> <th>共同処理する事務</th> <th>共同処理する団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>2 第3条第2号に規定する事務</td> <td>宇部市(交通局に限る。)、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、<u>玖珂地方老人福祉施設組合、周東環境衛生組合、熊南総合事務組合、山口県市町総合事務組合</u></td> </tr> <tr> <td>3 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>4 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>5 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>6 第3条第6号に規定する事務</td> <td>宇部市(別表第3に規定する非常勤の職員に限る。)、山口市(別表第3に規定する非常勤の職員に限る。)、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市(別表第3に規定する非常勤の職員に限る。)、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、<u>周南地区福祉施設組合、玖珂地方老人福祉施設組合、周東環境衛生組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周南地区衛生施設組合、</u></td> </tr> </tbody> </table>	共同処理する事務	共同処理する団体	1 略	略	2 第3条第2号に規定する事務	宇部市(交通局に限る。)、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、 <u>玖珂地方老人福祉施設組合、周東環境衛生組合、熊南総合事務組合、山口県市町総合事務組合</u>	3 略	略	4 略	略	5 略	略	6 第3条第6号に規定する事務	宇部市(別表第3に規定する非常勤の職員に限る。)、山口市(別表第3に規定する非常勤の職員に限る。)、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市(別表第3に規定する非常勤の職員に限る。)、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、 <u>周南地区福祉施設組合、玖珂地方老人福祉施設組合、周東環境衛生組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周南地区衛生施設組合、</u>	<p>別表第2 組合の共同処理する事務と地方公共団体(第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="815 853 1425 2063"> <thead> <tr> <th>共同処理する事務</th> <th>共同処理する団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>2 第3条第2号に規定する事務</td> <td>宇部市(交通局に限る。)、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、<u>周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、熊南総合事務組合、山口県市町総合事務組合</u></td> </tr> <tr> <td>3 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>4 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>5 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>6 第3条第6号に規定する事務</td> <td>宇部市(別表第3に規定する非常勤の職員に限る。)、山口市(別表第3に規定する非常勤の職員に限る。)、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市(別表第3に規定する非常勤の職員に限る。)、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、<u>柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周南東部環境施設組合、</u></td> </tr> </tbody> </table>	共同処理する事務	共同処理する団体	1 略	略	2 第3条第2号に規定する事務	宇部市(交通局に限る。)、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、 <u>周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、熊南総合事務組合、山口県市町総合事務組合</u>	3 略	略	4 略	略	5 略	略	6 第3条第6号に規定する事務	宇部市(別表第3に規定する非常勤の職員に限る。)、山口市(別表第3に規定する非常勤の職員に限る。)、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市(別表第3に規定する非常勤の職員に限る。)、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、 <u>柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周南東部環境施設組合、</u>
共同処理する事務	共同処理する団体																												
1 略	略																												
2 第3条第2号に規定する事務	宇部市(交通局に限る。)、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、 <u>玖珂地方老人福祉施設組合、周東環境衛生組合、熊南総合事務組合、山口県市町総合事務組合</u>																												
3 略	略																												
4 略	略																												
5 略	略																												
6 第3条第6号に規定する事務	宇部市(別表第3に規定する非常勤の職員に限る。)、山口市(別表第3に規定する非常勤の職員に限る。)、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市(別表第3に規定する非常勤の職員に限る。)、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、 <u>周南地区福祉施設組合、玖珂地方老人福祉施設組合、周東環境衛生組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周南地区衛生施設組合、</u>																												
共同処理する事務	共同処理する団体																												
1 略	略																												
2 第3条第2号に規定する事務	宇部市(交通局に限る。)、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、 <u>周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、熊南総合事務組合、山口県市町総合事務組合</u>																												
3 略	略																												
4 略	略																												
5 略	略																												
6 第3条第6号に規定する事務	宇部市(別表第3に規定する非常勤の職員に限る。)、山口市(別表第3に規定する非常勤の職員に限る。)、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市(別表第3に規定する非常勤の職員に限る。)、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、 <u>柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周南東部環境施設組合、</u>																												

	<u>柳井地区広域消防組合、光地区消防組合、岩国地区消防組合、周南東部環境施設組合、柳井地域広域水道企業団、山口県市町総合事務組合、山口県後期高齢者医療広域連合</u>		<u>周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、光地区消防組合、柳井地域広域水道企業団、岩国地区消防組合、山口県後期高齢者医療広域連合、山口県市町総合事務組合</u>
7 略	略	7 略	略
8 第3条第8号に規定する事務	宇部市、萩市、下松市、光市、長門市、柳井市、美祢市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、周南地区福祉施設組合、玖珂地方老人福祉施設組合、周東環境衛生組合、熊南総合事務組合、周南地区衛生施設組合、柳井地区広域消防組合、光地区消防組合、周南東部環境施設組合、山口県市町総合事務組合、山口県後期高齢者医療広域連合、萩・長門清掃一部事務組合、宇部・山陽小野田消防組合	8 第3条第8号に規定する事務	宇部市、萩市、下松市、光市、長門市、柳井市、美祢市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、熊南総合事務組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、光地区消防組合、宇部・山陽小野田消防組合、山口県後期高齢者医療広域連合、山口県市町総合事務組合
9 略	略	9 略	略
10 略	略	10 略	略
11 第3条第11号に規定する事務	山口県内の全市町、周南地区福祉施設組合、玖珂地方老人福祉施設組合、周東環境衛生組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周南地区衛生施設組合、柳井地区広域消防組合、光地区消防組合、岩国地区消防組合、周南東部環境施設組合、柳井地域広域水道企業団、山口県市町総合事務組合、萩・長門清掃一部事務組合、宇部・山陽小野田消防組合	11 第3条第11号に規定する事務	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、光地区消防組合、柳井地域広域水道企業団、岩国地区消防組合、宇部・山陽小野田消防組合、山口県市町総合事務組合